

議案第 7 4 号

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「283,000 円」を「310,000 円」に、「228,000 円」を「270,000 円」に、「213,000 円」を「265,000 円」に、「205,000 円」を「250,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 2 月 11 日から施行する。